



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

平成26年(ワ)第2109号 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 原告番号1-1 外239名

被告 国 外1名

2021〔令和3〕年7月29日

準備書面 81

一被告東京電力共通準備書面(29)及び被告国第42準備書面
に対する反論一

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



目次

第1	中間指針の位置づけについて	4
1	被告東京電力の主張の概要—高水準の賠償を行っているとの主張—	4
2	原告らの反論①—中間指針の位置づけについての誤解—	4
(1)	中間指針等は類型化が可能な損害項目や範囲を示したものであること	4
(2)	原子力損害賠償紛争審査会での議論	5
(3)	被告東京電力の引用する鎌田会長発言、大塚会長代理発言について	6
3	原告らの反論②—大多数の被害者が満足していると断定することの誤り— ..	7
4	各損害項目について（総論）	8
(1)	はじめに	8
(2)	被告東京電力からの支払根拠と手続	9
(3)	損害費目と充当関係について～就労不能損害を例として～	9
第2	被告東京電力の充当に関する主張について	12
1	はじめに	12
2	充当を主張する以前に、そもそも過剰な支払いや根拠のない支払いがないこ と	13
3	過去に行われた弁済について項目間での流用ができないこと	13
(1)	損害項目や損害発生時期を特定した合意の上で支払われていること	13
(2)	損害項目や損害発生時期を異にする損害への弁済とすることは合意（和 解）の趣旨、確定効に反すること	14
4	世帯構成員間における弁済の相互充当は認められないこと	14
(1)	はじめに	14
(2)	被告東京電力の主張は近代法の基本原則に反するものであること	15
第3	区域外避難者について	16
1	被告東京電力の主張	16
2	原告らの反論①—健康リスクを生じさせる被ばく量がない断言することの誤	

りー	16
3 原告らの反論②—避難による損害の有無は、区域の指定の有無で決まるものではないこと—	16
4 原告らの反論③—避難の合理性が認められれば、損害は区域内の者と同様に多様かつ深刻なのであって、同等の評価がなされなければならないこと—	20
第4 被告東京電力の述べる「復興」に関連する主張について	23
1 復興論全般について	23
2 新聞報道、自治体の広報誌について	24
3 入学式の写真について	24
4 祭りやイベントの写真について	26
第5 被告東京電力の主張内容及びプレゼンテーションにおける問題	27
1 原発事故被害の本質から外れた主張	27
2 準備書面、証拠に基づかないプレゼンテーション	28
第6 被告国第4 2 準備書面に対する反論	29
1 はじめに	29
2 原告が「低線量被ばくによる健康影響が認められる」と主張していると整理する誤り	29
3 ICRPの2007年勧告の付属書Aの68項の理解が誤っているとする主張の誤り	29
4 「国際的に合意された科学的知見に反する」という議論の立て方の誤り	30

本書面では、被告東京電力が共通準備書面（２９）において行った主張及び第２９回口頭弁論期日における弁論（プレゼンテーション）、更に被告国第４２準備書面の主張に対し、必要な範囲で反論を行い、原告の主張を補足する。

第１ 中間指針の位置づけについて

１ 被告東京電力の主張の概要―高水準の賠償を行っているとの主張―

被告東京電力は、中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づく支払について、「高水準の賠償額」が支払われていると主張する。そして、その理由として、中間指針等は、極めて多数の被害者との紛争を裁判によらずに解決することを目的として作成されており、その目的達成のためには、大多数の被害者が訴訟を選択せずとも十分な賠償を得たと認識できる程度の賠償額である必要が存し、そのためには、大多数の方にとって実損害を十分に超える損害額、すなわち区域ごとにみた場合に被害の大きい方を念頭に置いた賠償額になるからだと述べ、現に大多数の被害者が中間指針等に基づく賠償額に満足しているから訴訟を提起していない、訴訟の提起に及んでいる被害者はごく少数に限られている等と主張している。

また、被告東京電力は、直近で開催された第５３回原子力損害賠償審査会（以下、「原賠審」という）における委員の発言の一部を恣意的に取り上げ、委員も同趣旨の発言をしていると述べる。

２ 原告らの反論①―中間指針の位置づけについての誤解―

しかし、被告東京電力の前項記載の主張は、そもそも中間指針等の位置づけを甚だしく誤認するものである。

(1) 中間指針等は類型化が可能な損害項目や範囲を示したものであること

中間指針等の位置づけについては、原告準備書面８、１７、７７、７８において繰り返し説明してきたところである。

すなわち、中間指針等は、本件事故被害の重大性、多様性、長期化に鑑み、損害項目ごとの指針を順次策定し、賠償するという方針のもと作成されてい

るものであり、被害者を「迅速、公平かつ適正に救済する」ために、類型化が可能な損害項目や範囲を示したものにすぎない。

したがって、中間指針等に類型化されていない損害項目についても、当然、個々の事案に応じて賠償されることが想定されているのであって、終局的な解決を目指したものではない。それゆえ、中間指針等を踏まえた賠償を行ったことをもって、「高水準の賠償を行った」などとは到底言えない。

(2) 原子力損害賠償紛争審査会での議論

被告東京電力が、一部の委員の発言を取り上げている、令和3年2月8日実施の第53回原賠審においても、中間指針等において対象とされなかったものが直ちに損害賠償の対象とならないというのではなく、個別の事情に基づき、ADRなどを通じて救済を図ることが確認されている。中間指針等が、大多数の者が訴訟を選択せずとも十分な賠償を得たと認識できる程度の賠償額を支払うことを目的としているなどということは確認されていない。

なお、第53回の原賠審においては、その会議の直前に出された仙台高裁の判決（令和2年9月30日）の判決を意識した発言がなされているが、中間指針の位置づけについての各委員の発言は、以下のとおりである。

【大塚会長代理】

「中間指針が各被災者の個別事情を十分に斟酌できないということは、個々の事例まで精査する時間も権限もない紛争審査会の性質上、避けることはできませんので、この点は判決が指摘しているとおりではあると思います。

中間指針の策定のときの能見会長も、中間指針が個別事情について考慮していないということは何度も指摘しているところでございまして、この点はそのとおりだということを追加的に申し上げておきたいと思います。」

【須藤委員】

「中間指針は、可能な限り早期の被害者救済を目指して一定の類型化が可能な損害項目やその範囲を示したものであって、この中間指針で対象とされなかったものが直ちに損害賠償の対象とならないものではなく、『中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないように留意されることが必要であ

る』と明記しています。個別の事情もADRなどを通じて救済を図るというのが審査会の姿勢であり、それは今も変わらないということを明らかにしておきたいと思います。」

【鎌田会長】

「どちらかといえば、当初、念頭に置いたのは、特別損害は個別に検討しようということだったと思います」

(3) 被告東京電力の引用する鎌田会長発言、大塚会長代理発言について

ところで、被告東京電力は、同じく第53回の原賠審において、鎌田会長が「被害者に十分な救済を与えることができるという線を中間指針で出していった」という発言を取り上げ、自己の主張の根拠としている。

しかし、鎌田会長は、「被害者に十分な救済を与えることができる線を中間指針で出していった」と述べる具体的な根拠について、一切説明をしていないし、この発言は、これまでの原賠審における鎌田会長自身の発言とも矛盾するものである。

すなわち、鎌田会長は、第1回原賠審（平成23年5月23日実施）において、次のとおり発言している。

【鎌田委員（当時）】

「だれが見てもこれは賠償しなければいけないというものについて、とりあえず第一義的に指針を定めて、それに従って、この仮払いが適正に行われるようにということ、最初の早期に結論を出すべき目標とする」（甲D共57・29頁）

また、中間指針策定後の第12回原子力賠償審査会においても、鎌田会長は、次のように発言している。

【鎌田委員（当時）】

「この指針の中で、具体的に賠償されるべき損害の範囲として摘示されなかつ

たものは、賠償されるべき損害の範囲から外れているんだというわけではないということ、つまり、どこまでが賠償されるべき損害の範囲かということのすべてを決めるのが、この指針の役割ではないということが大前提だと思うんですね。(略) 微妙なところまで全部決まらないう指針が出せないということになれば、それだけ、この指針に従った迅速な救済というのが遅れていくので、もともと第一次指針のときから、少なくとも最低限、だれが見てもこれだけは必ず賠償されるべきだという疑問のないところから順に広げていきましょう。」(甲D共59・30頁)

以上の発言からすれば、中間指針等が最低限の賠償を定めていることは明らかであり、今般の鎌田会長の発言は、過去の自身の発言と整合しておらず、極めて不可解である。

先に述べたとおり、中間指針等は、事故が収束しない状況下で、迅速な被害者救済の必要性といった観点から、類型化が可能な損害項目や範囲を示したものにすぎず、賠償基準として限界が存するものである。この点については、原告準備書面17で述べたとおりである。

また、被告東京電力は、第53回原賠審の大塚会長代理の発言、すなわち、中間指針等においては、不法行為に関する判例や学説では、認めるべきかどうかは必ずしも明らかではなかった損害等も含めて賠償の対象に含めてきたという趣旨の発言も取り上げている。

しかし、この点も、これまで原告が主張してきたように、大塚会長代理が指摘する住宅確保損害や区域外避難者の損害については、不法行為に関する判例に照らしても当然認められるべきものである。中間指針等において、最低限の賠償を明確にするという観点から、これを明確にしたにすぎない。

3 原告らの反論②—大多数の被害者が満足していると断定することの誤り—

被告東京電力は、中間指針等によって賠償金を受け取った原発被害者の大部分が、賠償額を十分なものと評価したうえで受領しているからこそ、訴訟を提起し

ていないのだ、だからこそ訴訟を提起している者は被害者全体の約0・8パーセントに過ぎない等と主張している。

しかし、かような主張は、現に約1万数千人もの原発被害者が全国30以上の各地裁で同種裁判を提起し、これまで8年以上に亘って訴訟活動を行っているという事実を余りにも軽視するものである。そもそも、原告の数は、決して「僅かなもの」ではない。辛い避難生活における幾多の労苦や経済的負担を負いながら、さらには訴訟当事者としての心理的負担も生じることを認識しつつ、やむにやまれず原告となった人々が1万人以上も存するという事実から目を背けるものであると言わざるを得ない。

そもそも、現実には、被害者らからのヒアリングを行うことなく（その意味では拙速かつ一方的に）定められた中間指針等に基づき、被害者に対して「この金額であれば支払う」という趣旨の通告を行ったうえで支払っているものに過ぎず、原発被害者としての意見や反論を封じるばかりか個々の被害実態や避難生活の苦悩を一切捨象して一律に低額の支払いをしているものであることは争いようがない。訴訟提起しない原発被害者が被告東京電力の支払いに満足しているなどという実態調査結果はもちろん存在する筈もなく、本訴訟でも、一切根拠資料は示されていない。

より具体的に実際の状況を挙げるなら、例えば、浪江町では、事故前の2万1000人の人口の70%以上の1万5000人が、或いは飯館村の全村民の約半数2900人が、更には川俣町小綱木地区の住民の95%が、中間指針を不服としてADRを申し立てている事実が認められる。しかも、これらのADRにおける和解斡旋案を被告東京電力は拒否しているのである。

4 各損害項目について（総論）

(1) はじめに

被告東京電力は、各損害項目について、被害者の損害を十分に填補していると主張するが、この点については、原告準備書面77、78において、損害項目ごとに反論しているところである。

そうであるにも拘らず、今般、被告東京電力は、特定の原告に対する損害賠償を踏まえて、被害者の損害が十分に填補されているかのごとく、再度主張している。個々の損害費目ごとの反論は追って行うこととし、本準備書面では、就労不能損害を例として、被告東京電力の主張が不当であることを論じる。

(2) 被告東京電力からの支払根拠と手続

被告東京電力から被害者への賠償金支払における損害額の算定は、原賠審の作成した中間指針等、原子力損害賠償紛争解決センターの作成した総括基準、あるいは被告東京電力が自ら作成して公表したプレスリリースなどに基づいて行われている。実損額を採用する損害費目、実損額を問わず一定の金額を賠償する損害費目などがあるが、個々の損害費目ごとに、損害算定方法が決められている。

また、その支払手続や損害算定手続では、請求する被害者において、損害項目ごとに必要な証憑類を添付することが求められている。そして、被害者から提出された請求書等の書類について、被告東京電力は、個別に審査を行ったうえ、賠償すべきであると判断したものについてのみ賠償をしている。

このように、被告東京電力による被害者への賠償は、中間指針等、総括基準、プレスリリースなどで作成された損害算定方法に従って、個々の費目ごとに、被害者から提出された書類に基づき、損害発生時期とその損害額を認定のうえでなされているものである。

もちろん、被害者のなかには、請求通りの賠償がなされておらず、個別の損害費目について損害填補を十分に受けていない者もいる。また、ある損害費目について損害填補がなされたとしても、その余の損害費目が填補されるわけではなく、填補未了のままの損害費目を抱える者もいる。

結局、ある被害者について損害が十分に填補されているかどうかは、個々の損害費目ごとに損害額を認定し、当該損害に対して損害填補がなされているかどうかを、個別具体的に検討していく必要がある。

(3) 損害費目と充当関係について～就労不能損害を例として～

ア 賠償金が填補目的対象外の損害を填補することなどあり得ないこと

この点において重要なのが、被告東京電力の賠償が、個々の損害費目ごとに、

一定の損害算定方法に従って、損害発生時期と損害額を認定のうえで、賠償を行っているということである。

この点については、本準備書面の「第2 被告東京電力の充当に関する主張について」でも述べるが、このような賠償方法に照らせば、被告東京電力は、損害費目、損害発生時期、損害額ごとに個別に損害を認定したうえで、その損害を填補する目的で賠償を行っているのであって、賠償済みの金額がその余の損害費目の填補に充てられることも、また、同一損害費目内でも発生時期を異にする損害の填補に充てられることなどあり得ない。

したがって、ある費目について、仮に十分といえる賠償が行われたとしても、そのことをもって、損害全体に対して十分な填補が行われたと評価されることはない。また、当該損害費目内でも、発生時期を異にする損害については、損害填補がなされていない、ということは十分に起こりうることである。

イ 就労不能損害について

(ア) 就労不能損害の算定方法

例えば、就労不能損害については、「特別の努力」として収入のうち50万円までは控除しないという損害算定方法に基づいて、就労不能損害の発生時期、発生額を認定のうえ、賠償が行われている。

この「特別の努力」として50万円までは控除しないという賠償基準が定められた経緯は、中間指針第二次追補、総括基準、被告東京電力のプレスリリースに基づくものである。具体的には次のとおりである。

a 中間指針第二次追補

まず、就労不能損害については、中間指針第二次追補（平成24年3月16日付。原賠審作成）が、被害者の就労等が特別の努力の努力と認められる場合について、次のとおり定めた。

「就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。」

b 総括基準

この中間指針第二次追補を受けて、原子力損害賠償紛争解決センターは、「総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）」において、次のとおり、原則として、被害者の収入のうち、30万円を超える部分に限り、就労不能損害額から控除することとした。

「なお、利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりする場合においては、多額であるとの判断根拠となった基準額を超過する部分又は損害額を上回る部分のみを、営業損害や就労不能損害の損害額から控除するのが相当である。

避難先等における営業・就労によって得た利益や給与等の額が多額である場合とは、1人月額30万円を目安とする。したがって、原則として、30万円を超える部分に限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除することとする。」

c プレスリリース

さらに、被告東京電力は、平成24年6月21日、個人に対する本賠償の4回目の請求（請求対象期間：平成24年3月1日から5月31日）について、就労不能損害の中間収入の非控除限度額を1人月額50万円とするプレスリリースを発表した。

このプレスリリースを受けて、原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会は、「決定（中間収入の非控除について）」（平成24年6月26日決定）、次のとおり、同プレスリリースのとおりの非控除限度額を目安を1人月額50万円とすることも差し支えないとした。

「東京電力株式会社は、平成24年6月21日、個人に対する本賠償の4回目の請求（請求対象期間：平成24年3月1日から5月31日）について、就労不能損害の中間収入の非控除限度額を1人月額50万円とするプレスリリースを発表した。

当委員会は、平成24年4月19日、総括基準「営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について」を決定しているが、個別の和解仲介手続において、請求対象期間を問わず、非控除

限度額の目安を1人月額50万円とすることも差し支えない。」

(イ) 就労不能損害の損害認定が他の損害費目に影響しないこと

このように、被害者の収入のうち50万円までは就労不能損害から控除しないという賠償方法は、中間指針第二次追補及び総括基準において「特別の努力」と認められる金額は控除しないという方針に基づき、被告東京電力が50万円という非控除額を設定したものであって、かつ、その非控除額の設定について原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会も差し支えないと判断したものである。

このような賠償方針と被告東京電力自ら設定した非控除額基準に基づいて、被告東京電力は、被害者からの就労不能損害の請求に対して、その損害発生時期と損害額を認定のうえで賠償を行い、被害者もこれを受領してきた。

このような経過に照らせば、被害者と被告東京電力との間では、「月額50万円を超える収入のみを控除するという方法によって、就労不能損害の発生時期と損害額を認定のうえで、その損害を填補する」という合意のもとで就労不能損害の賠償が行われたものとみるべきである。

この損害認定と賠償が行われたことが、他の損害費目の算定にあたって被害者に不利な影響を与えることはない。ましてや、他の損害費目の充当にあたり、就労不能損害のうち損害発生を異にするものの損害填補に充てられたりすることもないのは当然である。

第2 被告東京電力の充当に関する主張について

1 はじめに

被告東京電力は、準備書面の最後に「第7 弁済の抗弁について」との項目で、「被告東京電力の弁済の抗弁の考え方について、被告東京電力共通準備書面(26)において詳細に述べたが、改めて弁済の抗弁の考え方について、簡潔に述べる。」としたうえで、「1 費目を問わず充当されること」、「2 世帯構成間での弁済の相互充当が認められるべきであること」を主張している。しかし、これらはいずれも全く根拠のない主張である。以下、具体的に述べる。

2 充当を主張する以前に、そもそも過剰な支払いや根拠のない支払いがないこと

被告東京電力は、区域内避難者に対する賠償につき「被害者に有利な形で賠償」であるとか、「財産的損害の賠償は全体として避難等対象者の精神的苦痛を填補するに足るもの」として賠償されているなどと述べる。要は、各項目において払い過ぎの部分があるという前提に立つから、続いて充当に関する主張がなされるものと思われる。

しかし、既に述べてきたとおり、被告東京電力の賠償基準（賠償水準）が被害者に有利なものだとは到底いえない。被告東京電力による自主賠償は、せいぜい訴訟手続きによらなくても被告東京電力が定める資料を提出すれば被告東京電力が定めた賠償基準に基づく賠償を行うという程度のことにすぎず、被害者に有利な形の賠償が行われているものではないし、被害者の精神的苦痛の慰謝とは全く無関係である。

3 過去に行われた弁済について項目間での流用ができないこと

(1) 損害項目や損害発生時期を特定した合意の上で支払われていること

既に述べたとおり、被告東京電力によるいわゆる自主賠償は、東京電力が作成した損害項目ごとの賠償基準と請求様式に従い、被害者らが被告東京電力の要求する証拠を付した上での請求を行い、損害項目や損害発生時期ごとに金額を合意し、合意書の取り交わしを経てなされている。

このように、区域内の被害者に対する、いわゆる自主賠償が、合意、すなわち和解に基づき行われていることは明らかである。

また、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介（ADR）では、被害者は請求する損害項目を明示して申立てを行い、必要な立証資料や書面を提出している。その際、被告東京電力は、訴訟の場合とほぼ同様の立証を要求するなどしてきた。このようにしてなされた審理を経て、仲介委員より、損害項目、損害発生時期を特定し、その額が明示された和解案が提示され、双方が受諾した場合に、損害項目、損害発生時期、その損害額が明示された和解契約書が作

成され、被告東京電力から被害者に対して弁済がなされている。

(2) 損害項目や損害発生時期を異にする損害への弁済とすることは合意（和解）の趣旨、確定効に反すること

上記とおり、被告東京電力は、いわゆる直接請求に基づく弁済の場合でも、あるいはADRにおける和解契約に基づく場合であっても、損害項目や損害発生時期などを指標として区分された損害の一部について、被告東京電力の要求に応じて被害者が提出した証拠関係に基づいて被告東京電力が最低限の損害額として認めた金額を、当該損害項目や損害発生時期を指標として区分された損害について賠償する旨被害者と合意して、その合意に基づき当該損害項目や損害発生時期を指標として区分された損害の賠償として支払をしている。

この際、被告東京電力が認めて合意に至った金額は、当該損害項目及び発生時期によって特定された損害について最低限の賠償として、少なくともその金額は下回らない（したがって過払いとはならない）ものとして、かつ、被告東京電力が支払う旨合意した金額を上回る損害があると被害者が考える場合には、別途、ADRによる和解仲介や訴訟の提起を行うことを前提として合意し支払われている。

したがって、当該損害項目等の指標によって区分された損害について「過払い」があるなどという被告東京電力の主張は、和解契約の趣旨、確定効に反する。また、他の項目の損害や、発生時期を異にする損害の賠償に「流用する」という主張も、和解契約の趣旨、確定効に反することは明らかである。

4 世帯構成員間における弁済の相互充当は認められないこと

(1) はじめに

本項では、被告東京電力が主張する世帯構成員間における弁済の相互充当について、近代法の基本原則に反するものであり認められないことを述べる。なお、既に準備書面77では、被告東京電力が引用する窪田意見書からは、被告東京電力の主張が導かれないこと、「被害者側の過失」の判例法理は、世帯構成員間の控除を認める根拠とはならないこと等についても詳しく論じているが、

本書面では省略する。

(2) 被告東京電力の主張は近代法の基本原則に反するものであること

不法行為法における保護法益である権利や利益は、個人を単位として考えるのが近代法としての基本である。不法行為による損害賠償請求権は、被害を受けた個々人に発生する。言うまでもなく、本件でも原告らは、原告各人が被告に対してそれぞれ個々別々に有する損害賠償請求権を行使している。

また、被告東京電力による自主賠償についても「損害賠償請求権は個々人につき発生するものであるから、損害の賠償についても、世帯単位ではなく、個々人に対してなされるべき」（中間指針第3-6）ことを前提として定められた自主賠償基準に則り、被害者各人が被告東京電力に対して個々別々に有している損害賠償請求権に対応して、個人単位の積み上げ方式で算定され、支払われたものである。

このことは、世帯主のみに対して支払われた不動産・家財に係る賠償や住居確保に係る費用の賠償についても例外ではない。世帯主個人が不動産・家財について有する所有権が侵害されたことや、帰還の際の立替・修等繕用を支出し又は移住の際に住宅・宅地の購入用を支出したことによって世帯主個人の財産権が侵害されたことに対して賠償がなされたにすぎない。

もし仮に、本件で被告東京電力が世帯主に対して行った自主賠償に過払いがあったとしても、世帯構成員間で過払い分が流通・流用される理由は全くなく、被告の当該世帯主に対する不当利得返還請求権の存否が問題となるだけのはずである。もっとも、被告東京電力による自主賠償が当事者間で順次精算し支払いにつき合意されたものであることからすれば、既払い金は債務の不存在を知って行った弁済に当たり、被告東京電力は世帯主に対して返還を請求することができない（民法705条）。そうであるからこそ、被告東京電力は、世帯構成員間での融通・流用などという無理な主張をしているのである。

なお、被告東京電力は、千葉地裁判決（平成31年3月14日）を引用して、自己の主張の根拠とするが、世帯構成員間での弁済の充当を認めない判決のほうは圧倒的に多い。新潟地裁判決（令和3年6月2日、甲A39）においても、

「世帯構成員全員に共通する経済的利益の補填に当たる部分があるとしても、飽くまでも個人の損害に換算した金額が賠償として支払われているとみられるのであるから、被告東電の上記主張は到底採用できない。」と判断している。

第3 区域外避難者について

1 被告東京電力の主張

被告東京電力は、区域外避難者について、本件事故後の区域外の放射線の状況が健康リスクを生じさせるものではないにもかかわらず、被告東京電力は一律の賠償を行ったのであるから、区域外に居住していた原告らの損害は十分に補填されていると主張する。或いは、区域外避難者については、法律上保護される利益に対する侵害が生じたとは評価し得ないにもかかわらず、区域外避難者に対しても賠償をしていると主張する。

2 原告らの反論①—健康リスクを生じさせる被ばく量がない断言することの誤り—

被告東京電力の主張は二重三重に誤ったものである。

まず、本件事故後の放射線の状況が健康リスクを生じさせるものではない等と断言出来ないことについては、これまでの原告提出書面において主張してきたとおりである。むしろ、近時、低線量被ばくによる危険性が、疫学的調査によって更に明らかにされてきており、かつ、放射線感受性が年齢や個人によって大きく異なることも一層明確になっていることに鑑みれば、原告らの居住する「区域外」においては健康リスクを生じさせる程度の被ばく量がない等とは到底言えない。

3 原告らの反論②—避難による損害の有無は、区域の指定の有無で決まるものではないこと—

そもそも、避難によって損害が生じたか否か、その損害について放射線を放出している被告東京電力らが責任を負うか否かは、区域の内か外かで決まるもの

ではない。問題は、避難について合理性があるかどうかであって、避難の合理性が認められるのであれば、避難指示の出された区域内の被害者に生じた損害と同様の損害が、区域外からの避難者にも発生していると考えなければならない筈である。

この点、本年4月30日付で提出した原告準備書面78においても、「避難の合理性が認められるか否かが重要であり、本件の原告らの避難には優に合理性が認められること」との表題で、「なお、被告東京電力は、不安が法律上保護される利益に対する侵害に当たらないのであれば、当該不安に基づく避難から生じる損害は賠償されるべきではないと立論しているが、逆に言えば、避難自体に合理性があれば、その避難から生じる損害は全て賠償されるべきことになる。」と述べているところである。

そして、そのうえで、原告らは、「以上の2つの前提の下で、……影響を与えたと考えられるのは、次の4点である。第1に、……首尾一貫した情報が、……責任ある主体からタイムリーに与えられたわけではなかった、ということである。……第2に、時間の経過とともに、避難指示区域が変化したことである。……放射性物質の飛散に関してどのような状況にあるのか政府が把握しきれておらず、対応が後手後手に回っているという印象を与えた。第3に、事故直後における当時の政府のリスク・コミュニケーションの稚拙さである。……『直ちに健康に被害を及ぼすものではない』というメッセージを送り続けた。……『直ちに影響はないが、将来的にはあるかもしれない』という疑念を原発周辺地域の人々の心の中に生み出したと考えられる。第4に、被曝の許容基準の設定に関する政府部内の非一貫性である。まず福島第一原発事故以前、通常時の一般公衆に対する線量限度は年間1 mSv とされていた。……4月19日に文部科学省は校舎と校庭の利用について基準を年間20 mSv にすると発表する。ところがその決定に対する国民からの反発を受け、文科省は5月27日に校庭利用の基準を年間1 mSv に方針転換する。原子力災害対策本部が2011年12月26日に発表した避難区域再編では、年間20 mSv 以下になると見込まれる地域を避難指示解除準備区域とし、避難指示を継続しつつも、復興のための対策を迅速に実施する

としている。他方、政府の除染の長期的目標は、年間 1 mSv 以下とされている。」とまとめた黒田由彦氏の論文を引用し、避難という行動が十分に合理的な行動であったと述べたところである。

更に、避難の継続性についても、原告らは、「避難を継続した人々の『状況の定義』に影響を与えたと考えられる要因は次の 3 点である。第 1 に、福島第一原発事故以前、通常時の一般市民の年間被曝量は 1 mSv で規制されていた、という事実である。政府の除染の長期的目標からも、原発事故発生時も政府が年間 1 mSv という基準を意識しているのは明らかである。第 2 に、総被曝量が 1 0 0 mSv 以下の被曝に関して、科学的知見が確立されていないということである。……第 3 に、被曝の影響を受けやすいのが新陳代謝の活発な乳幼児から未成年の若者世代であるという事実である。」と指摘した黒田論文を引用したうえ、避難指示区域外から避難している住民の意識は、「確率は大きくないかもしれないが、もしも将来本当にがん罹患したらその被害は極めて重大であるので、その事態を避けるためにはやむを得ず避難生活を継続するしかない」というものであったと主張しているところである。

更に、避難していない方が大部分であると述べる被告東京電力の反論を踏まえ、「もちろん、将来被曝が何らかの健康被害をもたらす可能性を意識しながらも、福島に留まるという選択肢もある。その選択肢の背後には、避難が生み出す経済的コスト、精神的コストが負担できないという理由、健康被害のリスクを低く見積もるという理由等、様々な事情が考えられる。しかし、福島に留まるという選択肢が存在している事実は、避難の合理性を否定する根拠にはならない。」とも主張しているところである。

なお、近時下された新潟地裁判決（令和 3 年 6 月 2 日、甲 A 3 9）においても、「本件事故により避難をしたことが合理的であると認められる原告らは、本件事故によって、生活の本拠の移転を余儀なくされ、あるいは生活の本拠の決定に際し、居住する地域が自然に存在する放射線量を大きく超える空間放射線量であること又は近接した時期においてそのような空間放射線量になる可能性があることを踏まえた決定を余儀なくされたと認められることから、自己の居住地決定

権を侵害されたものであると認められる。また、避難することが合理的であると認められる地域に居住していた原告らは、被ばくによる健康不安を感じることもやむを得ないものであるし、職業や経済状況等の個々の事情により世帯の一部の構成員のみしか避難をすることが困難であるがゆえに家族と別居することを強いられ、避難前に有していた地域やそこで暮らす人々とのつながりを喪失する等、本件事故がなければ生じなかった多くの生活上の身体的・精神的負担を強いられるものであるから、平穩生活権を侵害されたものと認められる。」と述べ、避難指示が出されているかどうかに関係なく、避難の合理性が認められれば、区域内の避難を指示された者と同様の損害が、区域外からの避難者にも認められ得ると判断している。

また、同地裁判決は、避難の合理性を判断する要素として、①一般的に知られている放射能による人体に対する影響の有無及び程度に関する知見、②当該地域における空間放射線量等の客観的な放射能汚染状況、③当該地域の福島第一原発からの距離、方向等の地理的事情、④本件事故後の本件事故に関する報道状況等を考慮して、社会通念に従って総合的に判断すべきであるとしている。なお、同地裁判決は、当該原告が居住していた地域に対する避難指示等の有無及び内容並びに当該地域と避難指示等の対象とされた地域との近接性も考慮要素としているが、加害者である被告国が設定した「区域」に重要な意味がない（上記①ないし④の判断要素と比較して重要性が低くなる）ことは、①ないし④の判断要素が、被告らの関与の余地がない（もっとも④については多少あるが）要素であることからして明らかである。

更に、同判決は、「政府による避難指示等によらずに避難をした、自主的避難等対象区域からの避難者等は、本件事故によって直ちに事故時住所からの避難を余儀なくされたとはいい難い。しかし、本件事故直後においては、本件事故や自ら置かれている状況について十分な情報がなく、平成23年3月頃には、福島第一原発において水素爆発が生じたとの報道、メルトダウンの恐れを指摘する報道、高濃度の放射能が拡散したおそれがあるとの報道、本件事故が米国スリーマイル島の事故を超える事故であるとの報道等、本件事故の危険性、重大性を内

容とする各種報道がされていたことに加え、前記2のとおり、①厳密な生物学的、疫学的知見に基づく根拠があることまでは証明されていないものの、低線量被ばくであっても健康に対して悪影響を与える可能性があるという旨の知見が国際機関であるICRPによって採用・公表されており、一般人において同知見を信用することには相応の合理性があったと認められる状況であった。これに加えて、同月11日から福島県内の一定の地域に避難指示等がされ、その範囲が同月15日まで順次拡大されたこと、保安院において、同年4月12日に本件事故のINESレベルを7と判断していること、②自主的避難者の数が、同年5月頃から同年9月頃にかけて増加し、福島県全体で5万人を超える者が自主的に避難していることも指摘できる。」として、以上の状況に鑑みれば、「政府による避難指示等が出されていなくとも、大量の放射性物質が拡散することによる放射線被ばくへの恐怖や健康不安を抱き、その危険を回避するために当該地域から避難することには、社会通念上一定の合理性が認められるというべきである。」と判断した。

もっとも、同判決は、上記基準を事故直後ないしは平成23年9月頃までにしか適用せず、それ以後も続く避難継続の合理性を判断する際には適用しておらず、その点は論理一貫性を欠く。避難の継続が合理性を有するか否かを判断する際においても、「低線量被ばくであっても健康に対して悪影響を与える可能性があるという旨の知見」と「避難者として一定数が避難を継続させているという事実」が重視されるべきであるし、科学的知見に関して言えば、同判決が述べる通り、「一応の科学的確からしさを有する知見であれば、避難の合理性が基礎づけられる。」のである。

4 原告らの反論③—避難の合理性が認められれば、損害は区域内の者と同様に多様かつ深刻なのであって、同等の評価がなされなければならないこと—

以上からすれば、避難の合理性が認められれば、区域外からの避難者であっても、区域内からの避難者と同様の賠償が認められなければならないことは言うまでもない。

しかし、実際には、区域外というだけで、賠償額として予定されているものは余りにも低額である。

具体的には、被告東京電力が区域外避難者に対して行った賠償については、以下のとおり対象期間や賠償対象となる損害が限定されており、かつ、極めて低額であり、「区域外の原告らの損害が十分に補填されている」等とは到底言えない。

<当初の賠償>

対象者	対象期間	金額	賠償対象となる損害
18歳以下 であった者 (誕生日が 平成4年3 月12日～ 平成23年 12月31 日) または 妊娠されて いた方	平成23年 3月11日 ～同年12 月31日	1人あたり 40万円 +20万円	<避難した場合> ・自主避難によって生じた生活 費の増加費用 ・自主的避難により、正常な日 常生活の維持・継続が相当程度 阻害されたために生じた精神的 苦痛 ・避難及び帰宅に要した移動費 用
		1人あたり 40万円	<滞在を続けた場合> ・放射線被ばくへの恐怖や不安 これに伴う行動の自由の制限等により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛 ・放射線被ばくへの恐怖や不安 これに伴う行動の自由の制限等により生活が増加した分があれば、その増加費用

上記以外の者	平成 23 年 3 月 11 日 ～同年 12 月 31 日	1 人当たり 8 万円	<避難した場合> ・自主避難によって生じた生活費の増加費用 ・自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛 ・避難及び帰宅に要した移動費用
			<滞在を続けた場合> ・放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛 ・放射線被ばくへの恐怖や不安これに伴う行動の自由の制限等により生活が増加した分があれば、その増加費用

<追加賠償>

18 歳以下 であった者 (誕生日が 平成 5 年 1 月 2 日～平 成 24 年 8	平成 24 年 1 月 1 日 ～同年 8 月 31 日	1 人当たり 8 万円	・自主的避難により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、生活費の増加費用、ならびに避難及び帰宅に要した移動費用
---	---------------------------------------	----------------	---

月 31 日) または 妊娠されていた方			・ 自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、および生活費が増加した分があればその増加費用
事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠があった方 (すべて)		1 人当たり 4 万円	・ 自主的避難等対象区域での生活において負担された追加的費用（清掃業者への委託費用など） ・ 前回の賠償金額を超過して負担された生活費の増加費用、ならびに避難及び帰宅に要した移動費用等

第 4 被告東京電力の述べる「復興」に関連する主張について

1 復興論全般について

被告東京電力は、原告らの避難元が復興していることにつき執拗に主張するが、原告らが何度も主張している通り、原告ら個人の避難の相当性と、原告らの避難元が復興しているかどうかとは無関係である。

原告らの避難元の市町村の多くにおいて、小中学校や高等学校が再開されていること、避難していない者が一定数いることは周知の事実であるから、それらの入学式や祭りの写真を提出しようと思えば、際限なく提出することができる。

しかしながら、被告東京電力が目立ったイベントのみをピンポイントで取り上

げ、復興していると強弁しても、経済復興状況を把握するための重要な指標である人口が、平成23年以降、毎年、前年度よりも大幅に減少しており、人口の流出が止まらない状態であることは、原告準備書面70などで既に述べた通りであり、本件事故前の生活が戻っていないのであれば、それは、およそ「復興」とは言えない。

そもそも、司法制度というものは、多数決原理が働く政治過程によっては救済されない少数者の権利を保護する制度である。本件訴訟も、全人口から見れば少数者である（が、とるに足りないと評価される人数では決してない）原告らの救済のためのものである。その訴訟における反論において、多数派の行動を列挙することに意味はない（しかも、その地にとどまる者も、悩みながら、その選択をしたことは、再三指摘してきたところである）。

以下は、被告東京電力が執拗に「復興の証拠のように見える写真」を提出するので、それに対して反論するものであるが、復興を論じること自体が無意味であることを改めて主張するとともに、今後、被告東京電力がイベントの写真などを多数提出して同様の主張をしたとしても、原告らとしては意味のない主張の繰り返しだと考える旨、予め述べておく。

2 新聞報道、自治体の広報誌について

被告東京電力は、幾つかの新聞報道や広報誌の内容を紹介しているが、それは自己に都合の良い情報を切り取って提出しているだけである（これまで繰り返されてきた手法である）。しかも、自治体または国が安全宣言をしたとしても、実際安全でなかった例は、歴史上枚挙にいとまがない。原告らは、自治体の安全宣言を疑い、自分の頭で考えて避難したのである。したがって、地元に戻ってきて欲しい自治体の広報誌に「安全宣言」があることは、原告ら個人の避難の相当性を何ら揺るがせるものではない。

3 入学式の写真について

学校が再開され、4月になれば、入学式がおこなわれるのは当たり前のことで

ある。仮に、復興がなされず、生徒数が半分であっても入学式は実施される。

そもそも、本件事故直後の学校再開については、原子力安全委員会が学校再開の可否を判断するための参考値として「公衆被ばく線量限度は1ミリシーベルト／年である」旨の助言を行ったにもかかわらず、文部科学省が、学校再開の可否ではなく、再開を前提とした校舎・校庭の利用判断基準の数値へと論点を変更した上、「20ミリシーベルト／年」を目安とすることを提案し、そして、この提案について、原子力安全委員会から「同基準は限定的に用いるべきである」と指摘されたにもかかわらず、文部科学省は独自の計算を行った上で「20ミリシーベルト／年」にこだわり、半ば強引に学校活動を再開させたという経緯がある。

文部科学省が小中学校の屋外活動制限の限界放射線量について、原発従事者であっても稀なレベルである20ミリシーベルト／年と決めたことに対し、当時の小佐古内閣参与が抗議の辞任をするというような異常事態も発生していた。上記経緯からすれば、児童生徒の安全が確保できていない状態で強引に行われた見切り発車的な学校活動の写真をいくら提出しても、復興の証拠とはなりえない。

なお、福島県平成23年度学校基本調査報告書（調査期日：平成23年5月1日）によれば、幼稚園、小学校、中学校、高校とも、平成23年度（本件事故翌年度）は前年度比大幅な生徒数減少がみられる（甲D共295）。これは、福島県全体（会津も含む）の数値であるから、いわき市だけでみると、さらに大きな減少率となることは明白である。

このようなことは少し考えれば明らかなことである。被告東京電力の「復興の証拠のように見える写真」は、裁判所の判断を誤らせる目的で提出された悪質なものである。

	H23 の前年比	H22 の前年比
幼稚園	▲10.6%	▲2.0%
小学校	▲7.9%	▲1.6%
中学校	▲4.0%	▲2.9%
高等学校	▲3.7%	▲1.9%

4 祭りやイベントの写真について

被告東京電力は、祭りやイベントの写真を提出するが、これらも数多くの写真のうち最も盛況な状態の写真を選定しているだけのことであり、何の意味もない。祭りの参加者数が大幅に減少したとしても、最も盛り上がっている時間の写真を撮影すれば、盛況であるようにみせることさえできる。

平七夕まつりについて、昨年との比較写真などを提出して、いかにも変わりなく盛況であるかのような演出をするが、同じ地点であっても、時刻が異なれば人出も異なるので、両者の比較に意味はない。平七夕祭りは、本件事故前年の平成22年は、8月6日（金）から8月8日（日）に実施され、平成23年は、8月6日（土）から8月8日（月）に実施されている。このように、実施期間中に平日と土日が混在しているのであるから、曜日を換えれば恣意的な写真などいくらでも撮影できる。

そもそも、原告は、復興と避難の相当性を関連付けるものではなく、さらに、祭りの実施が復興を意味することにもならないと考えているが、仮に百歩譲って、祭りの盛況が復興を裏付ける一つの要素になり得るものだとしても、祭りの一部を切り取った写真には何の意味もない。あえて意味があるとすれば、祭りの人出数ではないかと考える。

この点、いわき市観光物産課資料（甲D共296）によれば、平成22年のいわき市の夏祭りの人出は109万人であったのに対し、平成23年のいわき市の夏祭りの人出は55万人であり、半減している。

このような数値は、少し調査すれば簡単に判明することであるし、常識的に考

えて、東日本大震災の5か月後に行われるいわき市の夏祭りが例年並みに行われたはずがないことには思い至るはずである。

被告東京電力は、そのような統計数値にはあえて触れず、「復興の証拠のように見える写真」のみを乱発し、裁判所の判断を誤らせようとしているのであり、姑息かつ悪質と言わざるを得ない。

第5 被告東京電力の主張内容及びプレゼンテーションにおける問題

1 原発事故被害の本質から外れた主張

この裁判で問われている原発事故被害の本質は、平穩に人間らしく生活していく権利、人格を発達させていく人間として当然認められるべき権利、すなわち人間の尊厳にかかわる重大なものであり、それを如何に評価すべきか、ということが重要である。すなわち、中間指針等の賠償基準によって賄われるものは、その損害のほんの一部に過ぎない。

このことは、個性を捨象した一般的基準なのだと自ら認め明記している中間指針策定時の基本的スタンスなのであって、その中間指針が「実損害を上回る損害額を定めたものである」との被告東京電力の主張は、何の根拠もない事実無根、著しい誤解である。

被告東京電力が、かような人間の尊厳等に関わる原告らの損害の本質を理解しないまま、中間指針等が裁判所の認める実損害額以上の金額を定め、被告東京電力がその金額を既に支払っていると主張するのであれば、もはやその主張は司法の機能を否定するものに他ならない。

しかも、被告東京電力の今般の主張やプレゼンテーションは、こまごました個別原告の交通費など表面的な数字や被害自治体のイベント風景などの羅列に終始するのみであり、更に、個別事情に基づき当然賠償されるべき金額を受領した原告に関して、その個別事情を無視して「かように高額な賠償を行っているのだ（そして、このことは全ての被害者に対しても同様だ）」と強弁するものである。原告らの提示する個々の避難実態や、いまだふるさとに戻ることの出来ない心情や事情を何ら考慮せず、その過酷な避難実態を無視した低額な賠償に納得できず、

やむにやまれず本件訴訟をはじめ全国で訴訟提起した原告らに対し、「僅かな数の原告」と断言し、いわば難癖ともいうべき訴訟強弁を展開する姿勢には、被告東京電力が掲げる「被害者の方々に寄り添い賠償」という姿勢は微塵も窺うことが出来ない。

これまでの被告東京電力の主張、とりわけ前日期日におけるプレゼンテーションは、裁判を提起している者がごく一部の我儘な人々であると言わんばかりのものであり、いかなる証拠や客観的根拠にも基つかないものである。

2 準備書面、証拠に基つかないプレゼンテーション

前回の期日において、被告東京電力は、資料1のグラフを掲げ、中間指針による支払額が原告ら原発被害者の実損害を超えるものであると指摘したが、証拠に基つかない意味不明のものであり、裁判所をことさら誤導するようなイメージ操作であると言わざるを得ない。

すなわち、被告東京電力のプレゼンテーションの際に使用された資料1のグラフは、縦軸に被害の「人数」、横軸に「被害の程度」として被害者の損害実態が富士山のような正規分布すると断定するグラフとなっている。しかし、被告東京電力の論法によれば、裁判を起こしている被害者は0・8%の「少数に留まる」というのだから、裁判を起こしていない大多数の被害者の被害額はより小さい筈で、被害の程度が大きくなるほど少ない人数になるというなら、グラフは左から右に下降分布することになければならない筈である。つまり、被告東京電力の示す正規分布は、その主張自体と矛盾した理解不能の作り話の域を出ず、実際、原発損害の実態がそのような中央が高い山型正規分布をすることを示す証拠資料は一切存しない。

かようなプレゼンテーションは、口頭弁論を完全に逸脱するものであり、裁判所への印象操作と断ぜざるを得ない。以後、かようなプレゼンテーションを行わないよう、警告するものである。

第6 被告国第42準備書面に対する反論

1 はじめに

被告国は、第42準備書面において、低線量被ばくによる健康影響と放射線防護について僅か8頁の反論を行っている。

そもそも、この程度の分量で低線量被ばくによる健康影響や放射線防護についての原告の主張に対して反駁できるとは思われないが、記載内容自体、原告の主張や原告が引用する本行忠志大阪大学名誉教授の意見書を曲解したうえで論難するものなので、ポイントについて簡潔に反論しておく。

2 原告が「低線量被ばくによる健康影響が認められる」と主張していると整理する誤り

被告国は、原告や本行意見書が、低線量被ばくによる健康影響が認められるかのように述べていると整理したうえで、その「主張」を批判する。

しかし、原告も本行意見書も、そのような主張は行っていない。

原告は（本行意見書も）、低線量被ばくによる健康影響の内容がまだ完全には明らかになっていない（解明されていない）が、マウス等の実験や疫学調査から、益々、具体的な健康影響があるという疑いが強くなってきている、特に年齢差や個人差による放射線感受性の差は大きく、これらの考え方が裏付けられてきている（少なくとも、そう考えることに十分科学的合理性がある）と述べているのである。

3 ICRPの2007年勧告の付属書Aの68項の理解が誤っているとする主張の誤り

被告国は、第42準備書面の3頁から、本行意見書は、ICRPの「2007年勧告の付属書Aの68項についての誤った理解を根拠として、低線量被ばくの健康影響が認められるとするものである。」と批判する。

しかし、これに対して、本行補充意見書（甲D共278）は、「この批判は全くの的外れである。ICRPが確定的影響において述べる『しきい値』は、その

数値（線量）を下回れば、あらゆる人々にとって確定的影響は生じないという意味で述べられているものではない。先に提出した意見書でも述べた通り、1%の人は切り捨てられているのであり、100万人が被ばくすれば1万人は、ICRPが述べる『しきい値』よりも少ない被ばく量で『確定的影響』を受けることになる。すなわち、国や東京電力が、危険性が少ないと述べる100ミリシーベルト未満の『低線量被ばく』においても、組織反応（確定的影響）のリスクが生じるのである。ICRPは、放射線の影響を受けやすくなる遺伝的素因について、『遺伝的素因によって放射線リスクの有意な上昇が懸念されるのは、集団中の1%かそれ未満にすぎないので、遺伝的素因に関する不確かさを考慮しても、現行のICRP勧告を見直す必要はないであろう。』と述べている。つまり、たとえ1%であっても、100万人の人がいれば1万人の人が影響を受けることになるのである。たかが1%等と言って無視することは、およそできない。」と反論しているのであって、被告国の批判が的外れであることを指摘している。

なお、被告国の第42準備書面の第2項の2（9頁）においても、上記1%のことについて触れており、本行意見書が誤った理解を前提にしている訳でないことは明らかである。

4 「国際的に合意された科学的知見に反する」という議論の立て方の誤り

被告国は、「国際的に合意された科学的知見」という言葉を多用し、本行意見書も、「低線量被ばくによる健康影響に関する国際的に合意された科学的知見に反することを述べるものである。」等と批判する。

「国際的に合意された」という評価自体、誰がどのような基準で行ったのかも曖昧であるが、仮にICRPが国際的に合意された科学的知見であるというのなら、本行意見書は、何ら「科学的知見」に反するものではない。

そもそもICRPが如何なる組織であるのか（中立公正な組織なのか、原子力利用を推進する組織なのか等）については既に原告ら準備書面1、第3章で述べたところであり、放射線防護の基準である放射線量を甘めの数字から、低線量被ばくの危険性についての科学的知見が揺らぎないものになって初めて徐々に厳し

くしてきたという歴史が存する（極めて厳しい基準を設け、それを徐々に緩めてきたのではない）ことには争いがない。

つまり、かつては今より多量の放射線被ばくを認めていたのであり、それでは危険だという知見が争いようもないほど明らかになった段階で、許容できる被ばく量を厳しく制限してきたというのが実態である。また、現在の低線量被ばくによる健康影響に関する科学的知見というものは、安全な被ばく量（これ以下の被ばくであれば安全だという被ばく量）というものを保障するわけではなく、現在ICRPが考えているよりも低線量の被ばくや内部被ばくであっても、健康に具体的な影響を与えるかもしれない、という可能性を否定するものでもない。

他方、本行意見書は、低線量被ばくが必ず健康に影響を及ぼすと述べているのではなく、現在国際的に合意されたと言われているような基準よりも低い被ばく量であっても健康に影響を及ぼす可能性、危険性があるとの結論を導く実験結果や疫学調査結果が公表されており、しかも、その結果が科学的に不合理ではない（むしろ、十分な科学的合理性がある）、現時点でも1%程度の放射線感受性が高い人については十分な考慮がされていないのではないか、と述べるものなのである。

それを恰も国際的に合意された科学的知見に相反するような意見を本行意見書が述べているかのように誤った整理を行い、その考え方を完全に否定しようとする被告国の立場こそ、およそ科学的ではないと言うべきである。

しかも、この訴訟で行うべきことは、科学論争ではなく、一応の科学的確からしさのある科学的知見に基づき、放射線被ばくによる健康影響の危険性を踏まえて避難を行うことが合理的かどうかの判断である。

この点についても、被告国は、あえて対立点、争点をずらして論じるものと言わざるを得ない。

以 上